

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町239番地		平成 26年 9月 26日					
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都新聞社 代表取締役社長 黒田清喜 電話 075-241-6100					
主たる業種	新聞業	細分類番号 4 1 3 1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	基準年度排出量を基準として、3年間で3.2%以上の温室効果ガス排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京都新聞社グループ地球温暖化対策委員会において、削減計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,519.3 トン	4,577.6 トン	4,504.3 トン	4,432.3 トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,652.0 トン	4,577.6 トン	4,504.3 トン	4,432.3 トン	-3.2 パーセント	
	目標の根拠	・照明設備のLEDに順次更新。 ・空調及びポンプの運転時間の見直し縮小化。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	本社屋	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	14.55	14.74	14.51	14.27	-0.69 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		・各計画年度及び基準年度の「事業活動に伴う温室効果ガス排出量(トン)」を「延床面積31,040㎡×1/100」で割った値としている。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		86.0 パーセント	86.0 パーセント	86.0 パーセント	86.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・PACエアコン4台更新 ・中央監視盤(CRT)更新					
	(27)年度	・玄関ホール、2フロビーの灯具をLEDに更新					
	(28)年度	・7Fホールその他の灯具をLEDに更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	平成23年度4月より駐輪場バイク禁止の為、実質的にバイク通勤者が皆無となった。(従来より通勤者用の自動車駐車場は基本的には設けていない)					
	上記の措置を採用する理由	駐輪場スペースの有効活用のため、管理運用方針を変更した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・報道機関として地球温暖化対策に関する情報を新聞紙面で広く社会に知らしめる。						
特記事項	・独自環境マネジメントシステムについて再構築を目指す。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。